



令和7年度 国民健康保険レセプト点検等業務委託（長期継続契約）

金抜設計書

業 務 番 号 2025052900

業 務 名 令和7年度 国民健康保険レセプト点検等業務委託（長期継続契約）

履 行 場 所 加東市社50番地（加東市役所）

[illegible]

設計書

[illegible]

[illegible]

令和7年度国民健康保険レセプト点検等業務委託（長期継続契約）仕様書

●総則

（１）委託期間 契約締結日の翌日から令和12年6月30日まで

（２）業務の目的

① レセプト点検業務

加東市国民健康保険における診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養明細書及び柔道整復施術療養費支給申請書（以下「柔整レセプト」という。）の点検、調査及び点検結果等の入力を行うことにより、保険給付の適正化を図ることを目的とする。

② 重複頻回受診者・重複多剤投薬対象者抽出確認業務

重複頻回及び重複多剤傾向にある被保険者（以下「対象者」という。）に対し、受診に関する指導及び服薬指導等を行うことにより、被保険者の適正な受診と服薬を促し、もって被保険者の健康の保持・増進及び医療費の適正化を図ることを目的とする。

（３）委託業務の場所 加東市社50番地（加東市役所）

（４）個人情報を含むデータの受け渡しについて

① 加東市役所での業務を原則とするが、委託業務の場所以外で業務を行う場合は、協議により、個人情報を含むデータの受け渡しを行う。データの受け渡しには、LGWAN-ASPサービスやセキュリティが担保された配送サービスまたはファイル共有サービスを利用することとする。

② 上記の運用ができない場合は、加東市との協議の上、個別に提供方法を定める。

③ データの受け渡しに要する費用については、全て受託者の負担とする。

④ 個人情報については、個人情報の保護に関する法律や条例等に則り、適切に管理すること。また業務全般に当たって、個人情報の取扱いに関しては、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠すること。

（５）秘密の保持

① 本業務で取得した個人情報は、委託期間終了後も理由の如何を問わず、漏らしてはならない。

② 本業務の目的以外の使用及び第三者への提供を禁止する。

（６）支払方法

① レセプト点検業務

ア 資格点検業務については、毎月翌月に支払う。また、点検業務（縦覧点検・突合点検を含む。）については、レセプト枚数によって翌月に支払う。

イ 柔整レセプトの並び替え業務及び毎月業務についてはレセプト枚数によって翌月に支払う。

ウ 柔整レセプト内容点検業務については、レセプト枚数によって翌月に支払う。

- ② 重複頻回受診者・重複多剤投薬対象者抽出確認業務
対象者の抽出月及び効果測定の結果報告月の翌月に支払う。

(7) その他

- ① レセプト点検業務については、委託対象となる業務ごとの1件または1か月の単価契約とし、1単位当たり単価に設計数量を乗じた予定総額（税抜）を入札額とする。
- ② システムの変更に伴い生じる経費は、本業務経費に含むものとする。
- ③ この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者で協議して決定するものとする。
- ④ 重複頻回受診者・重複多剤投薬対象者抽出確認業務については、レセプト点検業務とは別に請求書を作成するものとする。
- ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降における所要の予算の当該金額については減額または削除があった場合は、この契約を変更又は解除することがある。

●業務委託内容

1 レセプト点検業務

(1) 委託対象となる業務

- ① レセプト資格確認（医療機関との調整件数/1月あたり50件程度）
- ② レセプト内容点検（1月あたり12,000件程度）
- ③ レセプト配列（1月あたり300件程度）
- ④ 各種報告書作成

(2) 業務の詳細

① レセプト資格確認

- ア レセプト管理システムを使用した資格確認業務（医療機関と過誤に関する調整・過誤付箋作成を含む）一式
- イ 紙レセプト資格確認業務（医療機関と過誤に関する調整・過誤付箋作成を含む）一式（柔整レセプト）

② レセプト内容点検

ア 単月点検

電子レセプト（医科・歯科・調剤・訪問看護）の次の点について点検する。

- 1) 初診料、再診料、各指導管理料等の点検
- 2) 薬価基準との突合
- 3) 病名と医薬品目等との突合
- 4) 固定点数の確認等請求内容に疑義があるもの
- 5) 医療保険と介護保険との調整

（「医療給付情報突合リスト」を活用し、介護老人福祉施設入所者及び要介護被保険者の指導料・管理料及び重複請求など医療保険と介護保険との請求内容に疑義のあ

るもの)

- 6) 調剤レセプトに対する医科及び歯科レセプトの突合による傷病名との適応及び各種算定の妥当性
- 7) 訪問看護レセプトに対する医科レセプトの突合による傷病名との適応及び各種算定の妥当性
- 8) 診察内容が過剰と思われるもの（処置・検査・投薬・検査材料）
- 9) 診療内容・請求内容から見て傷病名が著しく多いもの
- 10) 第三者行為の疑いのあるレセプトの抽出
- 11) 医科・歯科専門に点検できる職員を配置して点検にあたること
- 12) その他市の指示する事項

イ 縦覧点検

連月の電子レセプト（医科・歯科・調剤・訪問看護）の次の点について毎月点検する。

- 1) 診療レセプトの重複、頻回受診及び重複服薬に該当するもの
- 2) 複数月にかかる請求内容に疑義のあるもの
- 3) 診療内容の重複があるもの
- 4) 身体障害者療養施設等における療養の給付の算定上疑義があるもの
- 5) 調剤明細書との突合
- 6) その他請求内容の妥当性に疑義があるもの

ウ 単月点検、縦覧点検後の処理

- 1) 対象レセプトを抽出し「疑義種別」項目の「再審査」にチェックを入れ、疑義候補の中から対象レセプト情報を選択し、疑義確定を行う。
- 2) 再審査申出内容登録画面より「再審査内容」及び「再審査事項」の入力及び登録をする。
- 3) 再審査内容を登録したレセプトデータを紙ベースで印刷出力及びCSV出力し保存する。

エ 柔整レセプトの内容点検

- 1) 同一人の3か月分の縦覧点検
- 2) 初検料、再検料、往療料及び時間外加算の点検
- 3) 長期又は頻度が高い施術の点検（1か月15日以上継続又は3か月を超える長期継続の施術）
- 4) 療養上必要な範囲及び限度に重点をおいた点検
- 5) 負傷名及び算定部位の点検
- 6) 多部位施術の算定の点検（3部位以上）（温電法・冷電法及び電療料の加算の疑義のあるもの）
- 7) 受領代理人署名欄が自筆でないもの
- 8) 第三者行為に起因する外傷性の傷病名の点検
- 9) 重複請求の確認

1 0) その他市の指示する事項

オ 柔整レセプト点検後の処理

- 1) 過誤理由に該当すると思われるものについては、過誤付箋を作成する。(患者照会は対象外)
- 2) 過誤処理を行ったレセプトは、依頼内訳書に必要事項を記入する。
- 3) 査定率向上のため、再審査返却レセプトの審査状況を確認する。
- 4) 過誤調整に関する帳票の整理
- 5) 医科レセプトとの突合点検
- 6) その他市の指示する事項

③ レセプト配列

柔整レセプトを単月及び3か月合体配列を行い、点検終了後レセプト保管箱に箱詰めする。

④ 各種報告書作成

- ア 業務完了報告書により、毎月報告する。
- イ レセプト点検結果及び必要事項を記入して、レセプト点検結果報告書を作成する。
- ウ 過誤・再審査依頼一覧表を毎月作成する。
- エ 過誤・再審査結果一覧表を毎月作成する。

(3) その他

- ① 1か月に延べ10日以上、内容及び資格点検業務に従事し、レセプト点検効果額向上に努めること。
- ② レセプト点検効果額について、前年度実績を上回るよう最大限の努力をすること。
- ③ レセプト点検にかかる国及び県の指導監査等に対応すること。
- ④ 診療報酬明細書点検調査事務等実施計画の作成にあたり、協議に応じるとともに、計画に沿った最大限の努力をすること。
- ⑤ 会計検査院指摘事項の指示に従い点検を行うこと。
- ⑥ 国保総合システムに対応し、新システムが導入された場合においても対応すること。
(レセプト管理システムで作成されたCSVデータの加工ができること)
- ⑦ 委託業務を処理するにあたり、あらかじめ従事者の住所及び氏名について、書面をもって報告すること。ただし、提出された書面は個人情報の方針のもと、担当課において保管する。
- ⑧ レセプト点検業務に従事する日時、業務内容等のわかる出勤表及び年間予定スケジュール表を提出すること。

2 重複頻回受診者・重複多剤投薬対象者抽出確認業務

(1) 委託対象となる業務

① 重複頻回受診

- ア 業務内容

- 対象者の抽出
- 指導結果報告書の作成（集計、効果、分析、評価等）及び提出
- イ 指導結果報告書の作成予定人数
20人／年程度

② 重複多剤投薬

- ア 業務内容
 - 薬剤師による対象者の抽出
 - 指導結果報告書の作成（集計、効果、分析、評価等）及び提出
- イ 指導結果報告書の作成予定人数
20人／年程度

（2）業務内容の詳細

① 重複頻回受診

ア 指導候補者抽出及び決定について

- 1) 受託者は、委託者が提供するレセプトデータから抽出した重複頻回受診対象者を委託者に提供し、委託者が指導対象者を決定する。

- 2) 委託者が提供するデータは下記のデータとする。

- ・被保険者マスタ
- ・レセプトデータ

医科：21_RECODEINFO_MED.CSV

D P C：22_RECODEINFO_DPC.CSV

調剤：24_RECODEINFO_PHA.CSV

各データともに候補者抽出用として委託者が指定する診療月の3か月分のデータと、効果測定用として委託者が指定する診療月の3か月分のデータを提供する。

その他、本業務に必要と思われるもので、委託者が使用を承諾するデータについては、委託者より受託者にデータ提供することとする。

- 3) リストは、以下の条件に該当するものとする。

- ・重複受診者（3か月連続して、同一疾病によるレセプトを2枚以上保有する者）
- ・頻回受診者（3か月連続して、同一疾病による受診日数が15日以上の方）

- 4) リスト記載項目は、被保険者番号、氏名（漢字）、氏名（カナ）、住所、性別、生年月日、医療機関コード、診療年月、診療実日数、決定点数、傷病名コード（121）、傷病名コード（ICD10）、その他該当情報とする。

イ 効果測定について

受託者は、指導対象者全員について、訪問指導または電話指導後に発生するレセプトデータ（3か月分）で効果測定を行うこと。効果は、下記のa～cの各号について測定し、個人別に報告すること。

- a 重複受診の改善
- b 頻回受診の改善
- c 医療費の改善

※医療費の改善については、通知を実施するための対象月（通知対象月）と効果測定を実施するための対象月（効果測定月）の期間中に発生した疾病や治癒をした疾病を考慮し、通知対象月と効果測定月における疾病ごとの比較を行い、結果を報告すること。

② 重複多剤投薬

ア 指導候補者抽出及び決定について

- 1) 受託者は、委託者が提供するレセプトデータから抽出した重複多剤投薬対象者を委託者に提供し、委託者が指導対象者を決定する。
- 2) 委託者が提供するデータは下記のデータとする。

- ・被保険者マスタ
- ・レセプトデータ

医科：21_RECODEINFO_MED.CSV

D P C：22_RECODEINFO_DPC.CSV

調剤：24_RECODEINFO_PHA.CSV

各データともに候補者抽出用として委託者が指定する診療月の3か月分のデータと、効果測定用として委託者が指定する診療月の3か月分のデータを提供する。

その他、本業務に必要と思われるもので、委託者が使用を許諾するデータについては、委託者より受託者にデータ提供することとする。

- 3) リストは、以下の条件に該当するものとする。

- ・重複服薬

同月内で2医療機関以上から同じ成分の薬もしくは臨床上同時に服用すると過量投与となる可能性のある薬が投与されている状態のこと。

- ・多剤服用

同時期に6剤以上の処方があり、有害事象のリスクが増大している可能性があること。多剤の剤数については双方協議の上、決定する。

- ・傷病名禁忌

医薬品添付文書記載の病状、特定健康診査の血液検査結果または併用薬の状況に対して投与すべきでない薬が投与されている場合等

- ・併用禁忌

同月内で2医療機関以上から、医薬品添付文書記載の併用すべきでない飲み合わせが生じており、病状の悪化、副作用の出現または薬の効果が弱まる可能性のある状態のこと。

- ・長期服用

保険診療で漫然投与の制限がある薬剤が長期に渡って処方されていることが確認され、副作用、依存、残薬の調整等の確認が必要な状態のこと。

- 4) リスト記載項目は、被保険者番号、氏名（漢字）、氏名（カナ）、住所、性別、生年月日、医療機関コード、診療年月、診療実日数、決定点数、傷病名コード（121）、傷病名コード（ICD10）、その他該当情報とする。

イ 効果測定について

受託者は、対象者全員について、訪問指導または電話指導後に発生するレセプトデータ（3 か月分）で効果測定を行うこと。効果は、下記の a ～ c の各号について測定する。報告書は個人別に報告すること。

- a 重複処方の改善
- b 多剤処方の改善
- c 医療費の改善

※医療費の改善については、通知を実施するための対象月（通知対象月）と効果測定を実施するための対象月（効果測定月）の期間中に発生した疾病や治癒をした疾病を考慮し、通知対象月と効果測定月における疾病ごとの比較を行い、結果を報告すること。

個人情報取扱特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 加東市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第2条 乙は、この契約における個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

- (1) 乙は甲の許可なく、甲の指定した場所又は甲が承認した場所から個人情報を持ち出し
てはならない。
- (2) 乙は、甲から個人情報の提供を受けるとき又は甲に引き渡すときは、個人情報の内容、
数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を甲に提出し、許可を得
るとともに、甲の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第3条 乙は、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、従事者が負うべき個人情報
の保護に関する法律に規定する安全確保の措置及び民事上の責任その他の個人情報の
適切な取扱いに必要な教育及び研修を、従事者全員に対して実施しなければならない。

(守秘義務)

第4条 乙は、この契約において直接又は間接に知り得た個人情報を他に漏らしてはならな
い。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、従事者に対し、この契約において直接又は間接に知り得た個人情報をみだりに他
人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければなら
ない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約において個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公
正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、個人情報をこの契約における事務を処
理する目的以外に利用してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、甲から提供された個人情
報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 乙は、この契約において必要な個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

3 乙は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、乙及び再受託者がこの特記事項に定める義務、禁止事項を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 乙は、前項の約定において、甲の提供した個人情報並びに乙及び再受託者がこの契約において収集した個人情報を乙及び再受託者以外の者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(作業場所の指定)

第9条 乙は、個人情報を取り扱う場所について、あらかじめ書面により、甲に通知しなければならない。

(個人情報の消去及び媒体の返却)

第10条 乙は、この契約において甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報について、この契約が終了し、又は解除された後において、甲が別に指示した方法により、速やかに個人情報を消去し、廃棄し、又は甲に返却しなければならない。

(監査及び検査)

第11条 甲は、この契約における個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再受託者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約における事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙は、この契約における個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(誓約書の提出)

第13条 乙は、第3条に規定する教育及び研修を実施するとともに、個人情報の保護に関する誓約書（別記様式）を甲に提出しなければならない。

2 乙は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める教育及び研修を実施させるとともに、個人情報の保護に関する誓約書（別記様式）を乙に提出させなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再受託者から提出された個人情報の保護に関する誓約書（別

記様式)を甲に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第14条 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約における事務を処理するために乙又は再受託者が取り扱う個人情報について、乙又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。